小中一貫教育に関する制度の類型について

		小中一貫型小学校・中学校	
	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	運用上での小中一貫教育
修業年限	9年 (ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期課程6年+後期課程3年)	・小学校 6 年 ・中学校 3 年	
		・小学校・中学校それぞれに校長 ・小学校・中学校別々の教職員組織	
組織・運営	・一人の校長 (ただし,統括担当の副校長又は教頭を一 人措置) ・一つの教職員組織 (教職員定数は,小学校の定数と中学校の 定数の合計数と同じ)	小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。 ② 学校運営協議会を関係校に合同を設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。 ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小学校・中学校の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程 の特例を創設し、個別の申請、大臣の指定は不要 (例:一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入替え・移行)		・小学校・中学校それぞれの教育 目標の設定、教育課程の編成・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を個別に申請し、文部科学大臣の指定が必要

		小中一貫型小学校・中学校	
	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	運用上での小中一貫教育
免許	原則、小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状 で後期課程の指導が可能	・所属する学校の免許状を保有していること	
施設形態	施設一体型	所接 施設 隣接型	施設分離型
設置基準	前期課程は小学校設置基準,後期課程は 中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模 (国の基準)	18 学級以上 27 学級以下	小学校,中学校それぞれ 12 学級以上 18 学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内,中学校はおおむね6km以内	

【長山中学校区における施設一体型小中一貫モデル校の類型について (案)】

長山中学校区において設置を目指す施設一体型小中一貫モデル校(以下「長山中学校区小中一貫モデル校」という。)を 今後整備していくに当たり、前記のいずれの類型とするか方針を定める必要がある。

具体的には,施設が一体となっているメリットを生かすため,現在本市で行っている運用上での小中一貫教育に代わり, 義務教育学校又は併設型小学校・中学校のいずれかを選択することとなる。

この両者を比較すると、教育課程の面では、共に9年間を見通した教育目標が設定され、9年間の系統性・体系性に配慮がなされた教育課程が編成される点は変わりがない。

また、一貫教育に必要な独自教科の設定や指導内容の入替え・移行がいずれの場合でも可能であり、小中両方の教員免許を有する教員をより多く配置できれば、より専門的な指導が受けられるような体制になるという点も変わりはなく、両者に大きな違いはない。

大きく異なるのは組織・運営面であり、義務教育学校では一人の校長と一つの教職員組織が設置されるのに対し、併設型小学校・中学校では小学校・中学校のそれぞれに校長と教職員組織が設置されることとなる。

この組織・運営面の違いを考慮すると、義務教育9年間の系統性を確保しつつ、より機能的かつ効率的に小中一貫教育を展開していくためには、施設一体型の義務教育学校の方がより好ましい形であると考えられる。

しかしながら、その実現に向けては、仮に大規模校になった場合の学校運営に係るマネジメント上の課題に加え、施設 整備に係る財源の確保も大きな課題となっている。

このため、長期的かつ段階的にはなるが、各中学校区において、施設一体型の義務教育学校の設置を目指すこととした上で、まずは、長山中学校区小中一貫モデル校において展開される教育活動から得られた効果等を他の中学校区に波及させることで、各中学校区の実情に応じた小中一貫教育を推進していきたい。

なお、令和9年度の開校を目指す長山中学校区小中一貫モデル校の開校時の学校規模は、全学年とも普通学級数が2学級になると推計しており、この学校規模であれば、義務教育学校が適していると考えられる。

これらを踏まえ、長山中学校区小中一貫モデル校については、義務教育学校とすることを基本として、今後の取組を進めることとする。